

第16節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制整備計画

ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制整備計画

□環境課

□下水道課

【基本方針】

東日本大震災や2012年九州北部豪雨等の災害教訓から、地震や浸水害など大規模な災害が発生した場合には、汚泥、大量の家庭ごみや破損家具類さらに災害廃棄物等が短期間に大量発生するとともに、平常時体制でのし尿処理が困難になるなどの問題が生じやすい。そのため、災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ(以下、「ごみ」という。)、し尿、建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等(以下、「災害廃棄物」という。)を適正に処理する体制を整備する。

【現況】

本市では、可燃ごみはみやこ町と組織する「行橋市・みやこ町清掃施設組合」が運営する「みやこ処理場」で中間処理した後、北九州市に運搬して焼却処理している。また、不燃ごみは市内の民間処理工場にて中間処理が行われている。また、し尿処理は、し尿処理施設「音無苑」にて行われている。

【計画目標】

1. ごみ処理体制の整備

(1) ごみ処理要領の習熟と体制の整備

第Ⅲ編第2章第21節「ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画」に示されたごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(2) ごみの仮置場の選定

災害時におけるごみの仮置場の選定を行うが、選定の基準は以下のとおりとする。

- 1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- 2) 土壌・水質・臭気等の環境衛生面からみて周辺地域に支障がないこと。
- 3) 搬入に便利なこと。
- 4) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

2. し尿処理体制の整備

(1) し尿処理要領の習熟と体制の整備

第Ⅲ編第2章第21節「ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(2) 災害用仮設トイレの整備

災害時、避難所や住宅地内で下水道施設の使用ができない地域に仮設トイレ等を配備できるように市自ら保有するほか、資機材を保有する業者等と協力関係を整備しておく。

また、災害用仮設トイレの整備をするにあたっての支援や、仮設トイレで発生したし尿の処理を市において対応できない場合の、市町村間の調整を県に要請する。

(3) 素掘用資材の整備

災害用仮設トイレの整備と並行して、素掘用資材の整備を推進するため素掘用仮設トイレの仕様の作成、資材の種類、数量の把握、消毒方法の検討を行う。

(4) 使い捨て簡易トイレ用品の調達と処理

東日本大震災では、長期にわたる津波浸水やライフラインの途絶で避難所や被災地域の各家庭でトイレ使用ができなくなり、特に高齢者や女性が避難生活中に泌尿器科系疾病に罹患するなどのあらたな問題が発生した。こうしたことから市は、上記のし尿処理体制の構築に加えて、市町村広域災害ネットワークや民間事業所との応援協定等に基づいて簡易トイレを並行調達するなどの方策についても検討を進める。

3. 災害廃棄物処理体制の整備

(1) 災害廃棄物の処理要領の習熟と体制の整備

第Ⅲ編第2章第21節「ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画」に示された災害廃棄物処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(2) 災害廃棄物の仮置場の選定

短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、以下の点に留意して、災害廃棄物の仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。

- 1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- 2) 土壌・水質・臭気等の環境衛生面からみて周辺地域に支障がないこと。
- 3) 搬入に便利なこと。
- 4) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。
- 5) 自然発火による周辺延焼の可能性がないこと。

(3) 応援協力体制の整備

市は、災害廃棄物処理の応援を求める相手方(建設業者、産業廃棄物事業者等の各種団体)については、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組み入れておくものとする。

また、応援協力体制の整備をするにあたっての支援や、撤去された災害廃棄物の処理を市において対応できない場合の市町村間の調整を県に要請する。